

令和3年度第2回 越谷市社会福祉審議会

地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和3年(2021年)11月19日(金) 14時～

場 所：越谷市中央市民会館5階 第2・3会議室

○委員定数(17名)

○出席委員(13名)

関根 英子	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
齊藤 峰雄	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
深野 弘	委員	越谷市自治会連合会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
間藤 大輔	委員	越谷市PTA連合会
深井 功夫	委員	越谷地区保護司会
新美 由美子	副分科会長	越谷市ボランティア連絡会
中村 幸弘	委員	越谷市薬剤師会
清水 絹代	委員	越谷市老人クラブ連合会
森 恭子	分科会長	文教大学人間科学部人間科学科
福島 茂樹	委員	公募委員
松下 薫	委員	公募委員
根岸 幸徳	委員	公募委員

○欠席委員(4名)

大武 孝夫	委員	越谷市社会福祉協議会
高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
戸巻 正	委員	越谷市コミュニティ推進協議会
高島 恭子	委員	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科

○事務局出席者(5名)

中井 淳	地域共生部長	関 泰輔	地域共生推進課長
鈴木 研司	地域包括ケア課長	内田 元洋	地域共生推進課副課長
小松原 和樹	地域共生推進課主事		

○参考人(1名)

桑原 宏之	越谷市社会福祉協議会副参事(兼)地域福祉課長
-------	------------------------

1 開 会

開会に伴い、森分科会長から挨拶をいただく。

その後、越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。委員総数17名のうち13名が出席しているため、会議が成立することを報告した。

2 議 事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第6条・第2項の規定に基づき、森分科会長が議長となり議事を進行した。

初めに、議事(2)に関わる参考人として、越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第6条に基づき、参考人として、越谷市社会福祉協議会地域福祉課・桑原課長が出席していることを報告。

その後、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴人について確認。傍聴人はいなかったため、そのまま議事を進行する。

議事(2)【重層的支援体制整備事業について】

参考人に関連のある議事を先に行うこととし、議事(2)から先に審議を行う。

資料に基づき、事務局から重層的支援体制事業の概要、越谷市の基本方針案等について説明を行い、委員に意見を諮る。

質疑等(要旨)

【委員】

多機関協働事業について、社協に委託するとのことだったが、役割として児童虐待やヤングケアラーなど、複雑な課題に対応する機会が多いと推測される。そのような課題、特にアウトリーチが必要な状況において、社協職員がCSWとしての専門的なスキルを持って対応できるのか、対応体制を伺いたい。

【事務局】

多機関協働事業は社協に委託する予定だが、複雑・複合的な課題について、すべてを多機関協働事業で対応するのは難しいと考えている。児童虐待やヤングケアラーの課題については、それぞれ関係機関を巻き込んだチーム支援を行い、その調整役を担うのがCSWだと想定している。一方で、専門的な知識が必要なことはご指摘のとおりであり、具体的な職員体制については、今後、社協と調整していきたい。

【参考人】

同事業は社協の地域福祉課で実施していく予定であり、同課の担当職員の7割が社会福祉士の資格を取得している。また、市内の埼玉県立大学や文教大学出身の職員も多数おり、学生時代から福祉について学び、知識のある職員が多く在籍している。一方で、児童虐待などの事例については、特に専門的な知識が必要であることから、専門的な機関と協力しながら対応するとともに、社協職員も引き続き勉強しながら対応していきたいと考えている。

【委員】

多機関協働事業について、調整が主な役割であると認識したが、それであれば市が主導で行う方が適切ではないかと感じた。この事業について、市ではどのような課が関わっていくのか伺いたい。

【事務局】

同事業について、ケース事例の聞き取り等は社協が行うが、その事例に携わっていく課への調整等は市が行うなど、役割分担をしながら行い、市の担当課は地域共生推進課が担う予定である。

【委員】

私は医療従事者であるが、昨年度、内閣府から出された、地域の課題を医療の分野から解決しようとする「社会的処方」という考え方がある。この社会的処方について、越谷市としての関り方、取組み等があれば伺いたい。

【事務局】

高齢分野においては、地域包括ケアシステムの観点から、医療と介護の連携や、多職種連携など、社会的処方に近い取組みを行っている。薬局においては、介護の相談を受けたり、救急医療情報キットの配布などに対応いただいている。この地域包括ケアシステムの考え方を、全世代・全対象に広げ、狭間の課題に対し連携して対応していこうとするのが、今取組みを進めていこうとしている地域共生社会の考え方であり、社会的処方については、国からもう少し具体的な話が出た時に、検討すると思われる。

【委員】

社会的処方はイギリスで進んでいる考え方であり、昨年度、急に内閣府の資料に出てきたこと、診療報酬が伴うことなどの理由から、医療業界がバタバタしたことを覚えている。この手法において、認知症患者に地域で制度を提供するリンクワーカーという職が存在するが、今説明に出てきたコミュニティソーシャルワーカーと役割が似ていると感じた。お互い良い取組みをしているのに、医療分野と地域福祉分野で連携が取れていないと、役割や資格ばかりが乱立して混乱が生じる可能性があると思う。医療分野と、地域福祉分野の連携について、今後進展があれば情報提供願いたい。

【事務局】

地域福祉は自助・互助、医療分野は公助に近い役割なのかなと受け止めている。一方で、社会的処方については、現時点ではビジョンは示されたが、具体的な手法はまだ整備されていない状況と認識している。今後、具体的な手法が示された際に、連携等について検討を行いたい。

【委員】

介護に携わるケアマネジャー等もそうだが、物事を進めるために行政との協働を目指す際に、活動に対する費用弁償の話も同時に検討しないと難しい側面があると感じる。

【委員】

6ページの分野別の相談支援機関について、障害や困窮分野の窓口を増やす考えがあるのか、伺いたい。

【事務局】

分野ごとに考え方があるが、高齢分野は地域包括支援センターを原則各地区に配置するというので、現在12か所となっている。障害分野は、市内東西南北に相談窓口を設置することとし、令和元年10月に、3か所から4か所に増設したうえで、その際に知的・精神・身体など障害の全分野の相談対応ができるような体制整備を行った。困窮分野は、市の生活保護担当課との連携が取れるよう、市役所内に1か所配置。児童分野の地域子育て支援センターは、保育所内に設置し14か所、子育て世代包括支援センターは、育児の相談ということで、市役所内と保健センターの計2か所に配置されている状況である。ただしこれはあくまで、社会福祉法の重層的支援体制

整備事業のうち、相談支援として位置付けられた連携相談窓口を示した資料であり、ほかにも子ども食堂の運営者や虐待対応を行っている相談窓口など、多岐に渡る関係機関との連携が必要になると考えている。

【委員】

重層的支援体制整備事業を行うにあたり、相談窓口はこのか所数で満足か、それとも増設に向けた検討を行うことがあるのか、再度伺いたい。

【事務局】

地域で相談が受けられるように配置するという考え方で、現状、今すぐに増設すべき課題を抱えている相談支援機関はないと認識しているが、事業を推進する中で、様々な意見をいただいた際には、検討することもあると思う。

【委員】

日頃から地域をみていると、1つの家族の中で、複数の課題を抱えている家族が増えている。そのような家族の中で、課題を抱えている人を介助している家族に負担がかかり、その人も精神的に病んでしまうというケースが多いと思う。重層的のプランは良いが、やっとの思いで窓口に来た方が、重層的の相談をするために社協の窓口に行くことになるなど、相談窓口をたらい回しにされてしまうのはつらいものがある。そのため、各相談支援機関がしっかりと相談者の話を聞き、解決に導いてくれるような対応を行ってほしい。

【事務局】

指摘のとおり、たらい回しにならないよう、まずは最初の窓口がしっかり話を聞くのと同時に、来てもらうだけでなくこちらから話を聞きに行くという手法も考えている。また、案件によっては即時解決ができない複雑なものもあるので、そういった案件に対し、関係機関が連携して課題共有を行ったうえで、なるべく早く支援につなげるための制度であると考えている。

【議長】

たらい回しにならないというのはとても重要だと思う。利用者の利便性を下げずに支援の幅が広がるような、制度設計を期待したい。

【委員】

7ページ・地域づくり事業の実施状況について、生活支援体制整備事業の内容では「13地区で協議している」と記載があるのに対し、実績では「令和4年度までに設置予定」とあり、矛盾が生じている。どちらが正しいのか伺いたい。

また、一般介護予防事業について、「リーダーが自治会館等で通いの場を立ち上げ」とあるが、自治会館以外の場所はどんなところを使用しているのか伺いたい。

【事務局】

生活支援体制整備事業については、令和4年度までに13地区で設置予定の方が正しい表現である。立ち上げには時間を要することから、1年間に2地区か3地区ずつ設置を行い、設置した地区から具体的な内容についての協議を開始している状況である。

また、一般介護予防事業の自治会館以外の活動の場だが、やはり自治会館が最も多い活動場所だが、小規模の団体については、費用がかからない、例えば地域の方のマンションの一室等を活用している場合もあると伺っている。

【副分科会長】

私も一般介護予防事業については、地域の福祉推進員として携わっている。場所としては、地域の交流館を活用している。参加者は初めての人も多いのだが、リーダー

も地域の顔なじみなので、和気あいあいと活動できている。講師として理学療法士もいたりするので、気持ちよく体を動かせ、参加者の満足度の高い取り組みである。

【委員】

13地区の自治会を見てみると、この一般介護予防事業もまだまだ実施できているところは少ないと思う。私も、自分の自治会で誰がこのような取り組みを行っているか分からないし、ほかの住民も分からないはずである。そのような状況だと、困ったときに誰に相談すればいいのか、分からない状況が生まれてしまうと思う。このような取り組みを地域に広げられるよう、道筋をつけて周知してほしい。

【副分科会長】

私は、この事業をたまたま知った自治会長から声をかけられ、知人のボランティアが5人集まったことをきっかけに、この活動を開始している。委員の指摘のとおり、みんなにこの取り組みを知ってもらえるような働きかけを、行政には期待したい。

【委員】

重層的支援体制整備事業について、全面的に社協に委託するとのことだが、その理由が分からなかった。社協のスキルが高いからなのか、相談を受けるにあたり、クレーム等が多く予想されるからなのか。クレームについては、利用者としては市に言いたいことがあるかもしれないのに、社協に委託した状況だと伝わらない側面が出てくると思う。なぜ委託するのか、再度伺いたい。

【事務局】

まず、6・7ページの「包括的支援事業」と「地域づくり事業」については、委託ではなく市の担当課が引き続き行う予定である。

8ページの3事業は社協に委託するが、CSWをはじめ、もともと社協が担うべきマインドの事業であることから委託することとした。実際に、社協が作成している「第3次越谷市地域福祉活動計画」にも、地域で相談を受け止める役割を担うことと、市との両輪で事業を推進することに関する記載がある。8ページの委託事業についても、すべてを社協に任せるわけではなく、市と社協の役割分担を行いながら、実情に応じて事業を推進する予定である。

【参考人】

社会福祉協議会は創設以来、「住民主体」の活動原則に基づき活動を行っており、これは全国すべての社協の原則でもある。地域との協力により地域課題を発掘し、ボランティア活動が推進されてきたように、社協の活動は、地域の方の理解を得て、社協とともに推進していくものであるため、特に地域づくりについては社協の役割であると認識している。

【委員】

コミュニティソーシャルワーカーは、ワンストップで相談に乗ることができるスキルを持っていることが前提であり、今日示されたような交通整理を行い、各分野につなげる役割を行うものではないと思う。これを行うと、結局現場のニーズをたらい回しすることになり、相談者のニーズを満たすことはできない。相談者はその場で何らかの答えを求めており、何らかのフィードバックを行わなければならない。今まで行政が行ってきた、分野別の相談窓口を縦割りによる整備の弊害が生じ、横断的な連携という取り組みが生まれているように見えてしまう。もちろんコミュニティソーシャルワーカーだけでは解決できない問題もあるだろうが、その時に連携を行えばよいのではないかと感じた。協働・連携も大切だが、その場でのケースワークとフィードバックができない限り、今までと変化の対応になってしまうと思う。

【議長】

分野別の相談窓口がしっかりと相談に乗り、連携して解決に向けて支援を行うのは大前提である。それでも解決できない、複雑で複合的な課題を抱えた相談者に対し、連携して解決に導くためのイニシアチブを取るのが社協のコミュニティソーシャルワーカーだと認識している。利用者が使いやすい、利用者目線の制度設計という精神もとに、一歩進んだ支援を行えるようになるといいと思う。

【事務局】

重層的支援体制整備事業という、新しいシステムを作るように聞こえてしまうが、実はそうではなく、今までも複雑な事例が生じた際には、ケースカンファレンスと称し関係各課の担当者が集まり、連携して課題解決策を探ってきた。一方で、担当者の経験値やスキルの違いにより、本来であればカバーできそうな支援が抜け落ちてしまうようなことがあった。例えば4人家族で、父親の問題は解決できたが母親の問題が解決できない場合など、1つの課題解決後に新たな課題が発覚し、その後対応することになるというような場合である。今後はこのような世帯に対し、初めから複数の関係課が携わり、そこにコミュニティソーシャルワーカーが携わることで、より迅速に、質の高い支援を行っていく、そのため体制整備を行うのがこの事業であると理解いただきたい。

【委員】

過去に私が携わってきたケースで、児童相談所に相談しなければいけないケースがあり、その際、すごくハードルが高いように感じた。この時は児童相談所に相談し、好転に向かったが、この制度のように児童分野とも相互に連携できているようだったら安心する。

【事務局】

児童分野では、要保護児童対策協議会という協議会があり、そのような事例の協議を行っている。そこには児童相談所も教育センターも所属しているので、相互に連携できるような心がけたい。

議事(1)【第3次越谷市地域福祉計画 重点事業の進捗状況について】

資料に基づき、事務局から第3次越谷市地域福祉計画 重点事業の進捗状況について説明を行い、委員に意見を諮る。

質疑等(要旨)

【委員】

福祉SOSゲームの実施回数と参加の人数について伺いたい。

【事務局】

第3次計画策定年度中の令和元年度に、13地区中5地区で各2回ずつ、民生委員・児童委員協議会を中心に研修を実施した。グループワーク型の研修会であることから、コロナ禍により令和2年度・3年度は実施できていないが、地域のボランティア団体等から実施したいという相談も受けているので、今後積極的に実施していきたい。

【委員】

1回の研修に参加している人数によって、地域にどれだけ根付いているか、興味を持っている人がいるのかが分かると思う。1回あたりの参加人数について、再度伺いたい。

【事務局】

1回あたり最低15人、多い地区では、大相模地区で行われた、民生委員・児童委員、自治会、地域包括の職員等が参加するネットワーク会議で実施した際に、40人程の方に参加いただいた。

【委員】

その人数は、決して多い数字とは言えないと感じた。もっと多くの方々に参加いただけるよう、説明会等を開催するなど、PRをした方がいいと思う。

【事務局】

確かに、まだまだ参加者は多くないと認識している。一方で、グループワーク型の研修であることから、1回の参加人数は最大で40名ほどが適切だと感じる。できるだけ多くの方々に実施してもらいたいが、まずは関心度が高い方から着実に実施していき、その後どんどん参加者を広げていきたいと考えている。

【委員】

3ページの「越谷市地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議 構成課」に、市民活動支援課を追加してはどうか。市民活動支援課は、コミュニティ推進協議会の所管課である。私は、福祉はサービスを受ける側・提供する側の問題を同時に考えるべきだと思っている。コミュニティ推進協議会は、地域における福祉分野への人材提供の役割を担っているので、その所管課の市民活動支援課をぜひ加えてほしい。

【事務局】

庁内連携会議は、複雑・複合的な課題のケース共有の場として、相談支援業務を所管している課で構成している。市民活動支援課には、この会議を発足する際に、会議の趣旨の説明は行っているが、まずはこの構成課でスタートし、会議を運営していく中で検討したい。

4 その他

事務局から、第3回の地域福祉専門分科会の日程と、協議内容について報告を行う。その後、森分科会長から、文教大学が主催する地域連携フォーラムについての周知がある。

5 閉 会

新美副分科会長より、閉会の挨拶。

分科会終了（～15：30）